



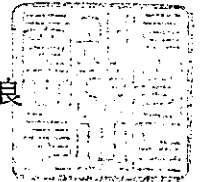
公

告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、公募型プロポーザル方式による随意契約を行うので、次のとおり公告する。

令和 3 年 5 月 17 日

田原市長 山下 政 良



1 応募に付する事項

- (1) 件 名 温泉資源を活用した田原市観光プロモーション業務
- (2) 場 所 田原市地内
- (3) 業務期間 契約日の翌日から令和 4 年 3 月下旬まで
- (4) 概 要
 - ア プロモーション戦略策定業務
 - イ キービジュアル作成及び販促ツール制作業務
 - ウ PR 動画作成業務
 - エ SNS 等を活用した魅力発信業務

2 応募に必要な資格に関する事項

公告日前日における令和 2 年度及び令和 3 年度の田原市入札参加資格の認定において、次の各号のいずれにも該当する者。ただし、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者及び公告日から落札決定の日までにおいて、田原市から受けた入札参加停止処分期間を経過しない者を

除く。

- (1) 業種に 0 3 役務の提供等、営業種目に 0 3 映画等製作・広告・催事、取扱内容に 0 2 広告の登録があること。
- (2) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 「温泉資源を活用した田原市観光プロモーション業務仕様書」で定める委託業務について、十分な遂行能力を有し、適正な執行体制を有し、本市の指示に柔軟に対応できること。

3 企画提案の実施方法等

「温泉資源を活用した田原市観光プロモーション業務公募型プロポーザル実施要領」、「温泉資源を活用した田原市観光プロモーション業務仕様書」及び「温泉資源を活用した田原市観光プロモーション業務公募型プロポーザル評価基準」（以下「実施要領等」という。）のとおりとする。

4 実施要領等交付期間、交付場所等

(1) 交付期間

令和 3 年 5 月 1 7 日（月）から令和 3 年 5 月 3 1 日（月）まで

(2) 交付時間

土曜日、日曜日を除く日の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで（最終日は午後 5 時まで）

(3) 交付場所及び交付方法

実施要領等については、田原市公式ホームページで掲載する

ほか、田原市産業振興部商工観光課で交付するものとする。

5 企画提案書等の提出期限

(1) 提出期限

令和3年6月30日（水）午後5時まで

(2) 提出方法

田原市産業振興部商工観光課へ持参し、又は郵送するものとする。持参の場合は時間調整のため、来庁日前日までに電話連絡をするものとし、郵送の場合は必ず簡易書留郵便とし、発送の前に電話連絡すること。

(3) 提案上限額 総額金3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

上記金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

見積書を提出する際は、この金額を超えてはならない。

6 優先交渉権者の選定方法

「温泉資源を活用した田原市観光プロモーション業務公募型プロポーザル評価基準」のとおりとする。

7 特に定めた事項

前払金の支払については、行わないものとする。

8 契約保証金

(1) 契約の相手方は、田原市財務規則（昭和41年田原町規則第1号。以下「財務規則」という。）第125条第1項の規定に基づき契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。

(2) 契約の相手方は、財務規則第126条の規定により担保の提

供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

- (3) 財務規則第127条の規定に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

9 問合せ先

産業振興部商工観光課 電話 0531-23-3522